

一般社団法人 広島県臨床検査技師会ウェブサイト倫理規程

平成 30 年 12 月 25 日制定

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人広島県臨床検査技師会（以下、「本会」という）においてウェブサイトの公開に関して遵守すべき事項について定める。

(ネットの利用)

第 2 条 ネットの利用は、本会の非営利的な教育・学術・研究・技師会活動を内外に広報、支援するものであり、ウェブページ作成者および公開者は趣旨を逸脱せず、その発展に寄与すること。

(ウェブサイト運営委員会)

第 3 条 ウェブサイト委員会はウェブサイトの統括・妥当性の評価を行う。

- 2 ウェブサイト委員会は、規程違反者にたいする勧告および改定の要求をする。また、本会の目的に著しく逸脱し、公共性に有害と判断した場合には、そのページを削除することができる。

(目的に反するリンクの禁止)

第 4 条 第 2 条に定める目的から逸脱するリンクを設定することは禁止とする。

(ウェブサイト掲載禁止事項)

第 5 条 以下の該当項目について、本会のサーバーにウェブページを作成すること、及び公開することを禁止とする。

- (1) 商用利用
- (2) 第三者への誹謗、中傷
- (3) 猥褻画像、文章
- (4) 著作権の無断引用
- (5) 暴力関連
- (6) 宗教関連
- (7) 政治関連
- (8) システムの破壊及び正常な運用の妨害につながる情報の掲示

(雑則)

第 6 条 この規程で定められていない事項で必要なときは、理事会の承認を得なければならない。

(附則)

1. この規程は、平成 30 年 12 月 25 日から施行する。